

認証制度全般に関するFAQ

令和3年5月20日現在

【対象店舗について】

Q1 どのような飲食店が対象になりますか。

食品衛生法に基づく営業許可を受けた飲食店（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受けた者又は改正後の食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けた者）が対象です。ただし、下記施設は対象外となります。

〔対象外の店舗〕

- ・申請者（法人にあってはその代表者、役員及び使用人その他従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に定める暴力団員である施設
- ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・キッチンカー（車内に客席を有するものを除く）
- ・学校、医療機関、福祉施設、寮、その他の集団給食施設

【申請について】

Q2 どのように申請したらよいですか。

県ホームページに掲載されている申込書に必要事項を記入し、メール又は郵送にて申請してください。

（提出先）

メール：corona-ninsyou.r@pref.miyagi.lg.jp

郵送：〒980-8570（住所記載不要）

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 飲食店認証チーム

Q3 申請に費用はかかりますか。

本制度の申請及び認証について、費用はかかりません。

Q4 申請書はどこでもらえますか。

県ホームページからダウンロードしてください。

また、県各地方振興事務所及び各保健所（仙台市を除く。）、仙台市役所及び各区役所等にも申請書（紙）を用意しています。

Q 5 複数の店舗を経営していますが、申請は一つでよいですか。

本制度は各店舗ごとに認証するものですので、店舗ごと別々に申請してください。

【認証までの流れについて】

Q 6 実地調査はいつ実施されますか。

申請いただいた後、県や委託業者から連絡がありますので、実地調査の日程を調整してください。

※申請時の実地調査の日時は、必ず事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。ただし、認証後に行う実地調査は、事前連絡なしで行うことがあります。

また、再度調査が必要な場合は、申請状況により再調査まで時間を要することがあります。

Q 7 実地調査から認証までどのくらいの期間が必要ですか。

実地調査から認証ステッカーの交付までは、約1週間を見込んでいます。申請が多い場合などはそれ以上に時間がかかることもありますのでご了承ください。

Q 8 認証ステッカーはどのように交付されますか。

認証ステッカーは、認証後、郵送にて交付されます。

【その他】

Q 9 基準において実施できない項目がありますが、認証を受けられますか。

認証基準における全ての項目について取り組んでいることが認証の条件となります。

ただし、該当しない項目（例：基準 14「ビュッフェスタイル等」での提供は行っていない など）については、実施する必要はありません。

Q10 認証に有効期限はありますか。

認証の有効期限は1年間です。引き続き認証を受ける場合には、満了日の2ヶ月前までに更新の申請をしてください。

なお、更新申請書は県ホームページからダウンロードできます。

Q11 認証を受けた店舗で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか。

保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗からの感染拡大防止策を講じるとともに、感染の可能性がある営業日など感染拡大防止のための情報を公表してください。

認証については、認証の効力を一時停止し、その旨を通知します。この場合、認証マークの利用及び「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗」の名称の使用をやめ、県の指示に従ってください。

Q12 店舗の名称が変更になりました。手続きは必要ですか。

店舗の名称が変更になった場合には、選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱第8に基づき変更の報告をしていただく必要があります。県ホームページに掲載されている「変更届出書」を提出してください。

なお、変更の報告が必要な事項は、下記のとおりです。

・店舗の名称の変更

※店舗が別の場所に移転した場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

・法人名称又は法人代表者の変更

・申請者氏名の変更（姓等の変更）

※営業者が別の法人、別の個人に変更となった場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

・申請内容の変更

※認証基準の項目のうち、該当していなかった項目が該当することとなった場合に必要となります。

(例) カウンター席を設けた（基準9, 10）

 ビュッフェスタイル等での提供を行うこととした（基準14）

 カラオケを使用し始めた（基準22）

※具体的な対策方法が変更になったなど、基準に該当するかどうかに影響しない軽微な変更について、報告の必要はありません。

Q13 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか。

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度要綱第12第1項に基づき、認証の辞退を申し出ていただく必要があります。県ホームページに掲載されている「認定辞退申請書」を提出してください。

Q14 アクリル板やCO₂センサーなど，設備を導入する費用について補助はありますか。

認証取得に向けた支援策として，アクリル板等のパーティションやCO₂センサーなど，必要な設備等を導入するための費用に対する補助制度を創設する予定です。

なお，補助制度の詳細については，6月上旬に公開予定です。